

瀬戸市選挙管理委員会告示第25号

瀬戸市選挙管理委員会運営規程（昭和59年瀬戸市選挙管理委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

平成28年12月2日

瀬戸市選挙管理委員会

委員長 加藤唐三郎

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第1（第5条関係） (1)から(9)まで <省略> (10) 法第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1、3分の1又は2分の1の数の告示に関すること。 (11)から(15)まで <省略>	別表第1（第5条関係） (1)から(9)まで <省略> (10) 法第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項、 <u>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項並びに農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第14条第1項</u> に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1、3分の1又は2分の1の数の告示に関すること。 (11)から(15)まで <省略>

附 則

この告示は、公示の日から施行する。